

KOUGEI EXPO in KANAGAWA協賛金規約

(目的)

第1条 この規約は、KOUGEI EXPO in KANAGAWA（第43回伝統的工芸品月間国民会議全国大会）（以下「全国大会」という。）の開催のため、神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会（以下「推進協議会」という。）が受ける協賛金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、「協賛金」とは、全国大会の開催趣旨に賛同し、全国大会に係る展示、運営、広告宣伝等に充てるため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される資金（以下「協賛金」という。）をいう。

(協賛特典)

第3条 協賛金を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典（以下「協賛特典」という。）及びその有効期限は、推進協議会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

2 会長は、前項に規定する協賛特典以外に、協賛金の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することができる。

(協賛金の使途)

第4条 協賛金は、「神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会会則」第3条の事業を行うため、推進協議会が活用するものとする。

(協賛金の提供申込)

第5条 企業等が協賛金の提供を申し込む場合は、KOUGEI EXPO in KANAGAWA協賛申込書（第1号様式）を会長に提出するものとする。

2 前項の申込みは、次の各号に掲げる事項を誓約しなければ行うことができない。

(1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと

(2) 神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者又は不利益処分を受けている者でないこと

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者でないこと

(4) 国税または地方税を滞納していないこと

(5) 全国大会の開催趣旨に反する事業活動を行っていないこと

(6) 代表者、役員、従業員、構成員等が、次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下本号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるものの

エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること

(7) 前号を確認するため、申込書に記載した情報その他必要な情報を神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会事務局（以下「事務局」という。）が神奈川県警察本部に照会する場合には、その旨同意すること

(8) 第1号から第6号に掲げる事項を確認するため、事務局から追加書類の提出を求められた場合は、協賛後であっても提出に応じること

（協賛の承諾等）

第6条 会長は、前条の申込みを承諾するときは、その旨を申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

2 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。

(1) 法令に違反する場合又はその恐れがある場合

(2) 協賛の受け入れにより推進協議会の業務、財政、名誉、信用に支障が生じると判断される場合又は推進協議会の目的の達成に資するものではないと判断される場合

(3) KOUGEI EXPO in KANAGAWA協賛申込書（第1号様式）の記載内容に虚偽又は誇大なものがあると認められる場合

3 会長は、協賛の承諾後、申込者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又はいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、その旨を申込者に通知するものとする。

（協賛金の納付）

第7条 会長は、前条の承諾を行ったときは、振込口座、金額等を明示した請求書を申込者に送付するものとする。

2 会長は、協賛金を受領したときは、協賛者に受領書を交付するものとする。ただし、口座振込による入金については、協賛者から受領書発行の申し出がある場合を除き、協賛者の手元に残る口座振込の控えをもって受領書の発行に代えることができる。

3 協賛金を現金で受領する場合の受領書の交付は、受領の際に行わなければならない。

4 会長は、本規約に定めがある場合を除き、受領した協賛金をいかなる場合も返金しない。

（不可抗力等）

第8条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他推進協議会及び協賛者の責

めに帰すことのできない理由により、全国大会の一部又は全部の実施が不可能となった場合であっても、推進協議会及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

- 2 前項の事由により全国大会の一部又は全部の実施が不可能となった場合、推進協議会及び協賛者は、それぞれの活動状況、支出した費用、全国大会の開催期間、開催状況、協賛者が利用し得た協賛特典等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

(規約の改正)

第9条 この規約の改正は、会長の命を受けた事務局長（以下「事務局長」という。）の専決事項とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が定めることができる。

附則

この規約は、令和8年7月7日から施行する。